

土木設計業務等変更ガイドライン

(ver.1.0)

令和 7 年 3 月

**九州地方整備局
企画部 技術管理課**

◆本ガイドラインは、発注する土木設計業務等において、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や、設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、発注者と受注者が相互に設計変更の正しいルールを理解し、設計変更の円滑化及び適正化を図ることを目的としています。

◆発注者・受注者の留意事項

- 発注者は、国庫債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。
また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う。
- 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。）の変更の円滑化を図る必要がある。
- 発注者は、必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。
- 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- 受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。
- 受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。
- 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

目 次

I. 策定の背景	P 1
◆ 策定の背景	
◆ 策定の目的	
II. 設計変更が可能なケース	P 2
III. 設計変更が不可能なケース	P 3
IV. 設計変更フロー	P 4
V. 設計変更の手続事例	P 5
VI. 適正な工期設定	P11
VII. 業務履行条件明示の手引き	P13
VIII. 変更事例集	P14
添付資料	P15
i. 関係規定	資 1
ii. 用語の定義	資13

◆策定の背景

土木設計業務等は、

- 多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。
- 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- 設計図書に誤謬、脱漏、不明確な表示の場合がある。
- 改正品確法の基本理念に請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて「公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」することや「適切な設計変更」が発注者の責務と示されている。

以上のような背景があるため、設計変更の手続きを明確にし、円滑な請負契約を執行する必要がある。

◆策定の目的

- 契約関係の適正化
- 設計図書の変更手続の円滑化
- 契約関係の適正化により、必要とする成果物の品質の確保

【基本事項】

下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

- 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責によらない事項が確認された場合
- 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- 所定の手続(契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
- 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

【留意事項】

設計図書の変更・指示にあたっては、下記の事項に留意する。

- 受・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
- 受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
※ 「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
- 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする。
- 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式の場合)

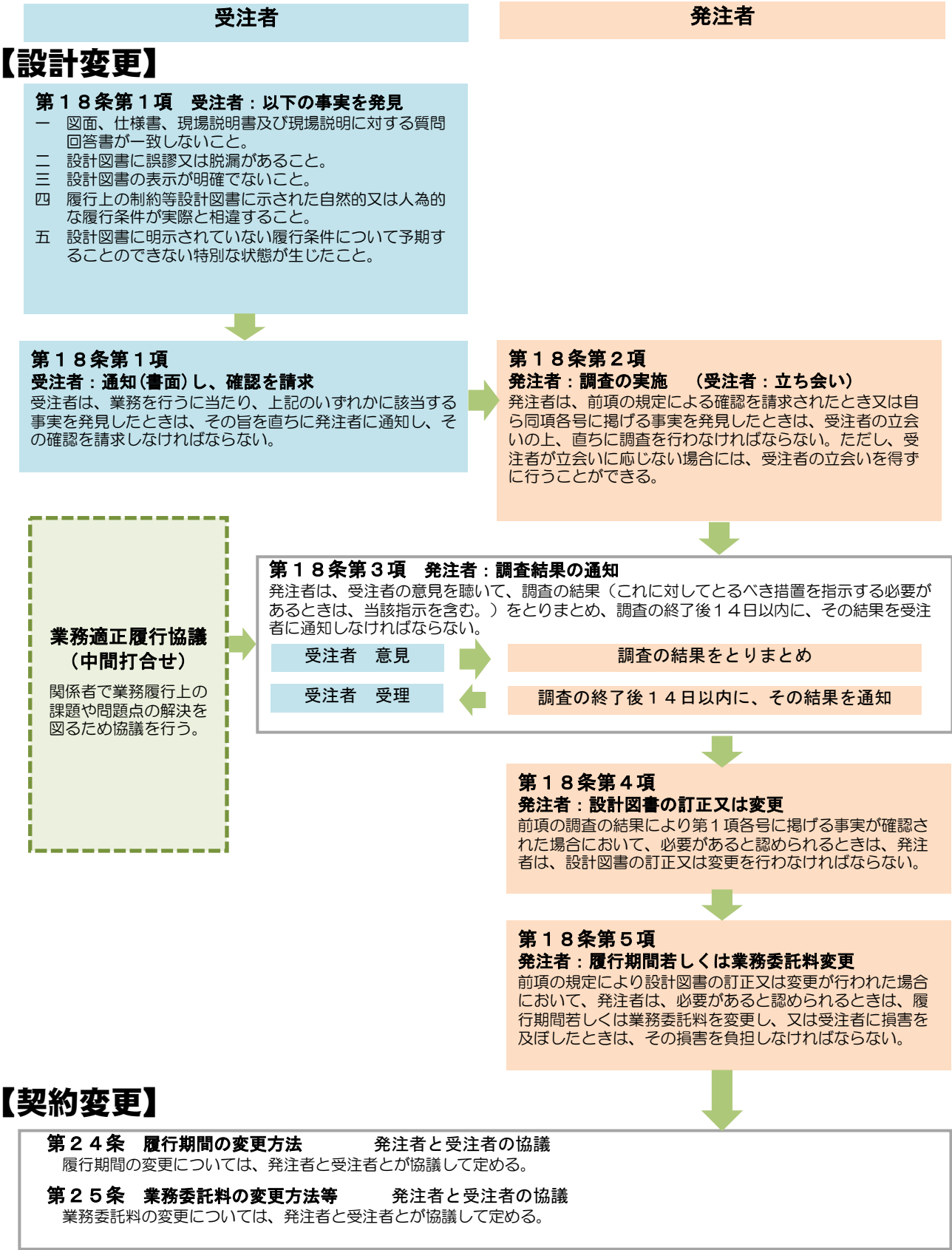
【基本事項】

◆ 下記のような場合においては、原則として契約書第24条及び第25条の変更ができない。

ただし、契約書第26条(臨機の措置)の場合はこの限りではない。

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
- 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
- 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の経路を経ない場合
(契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条)
- 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

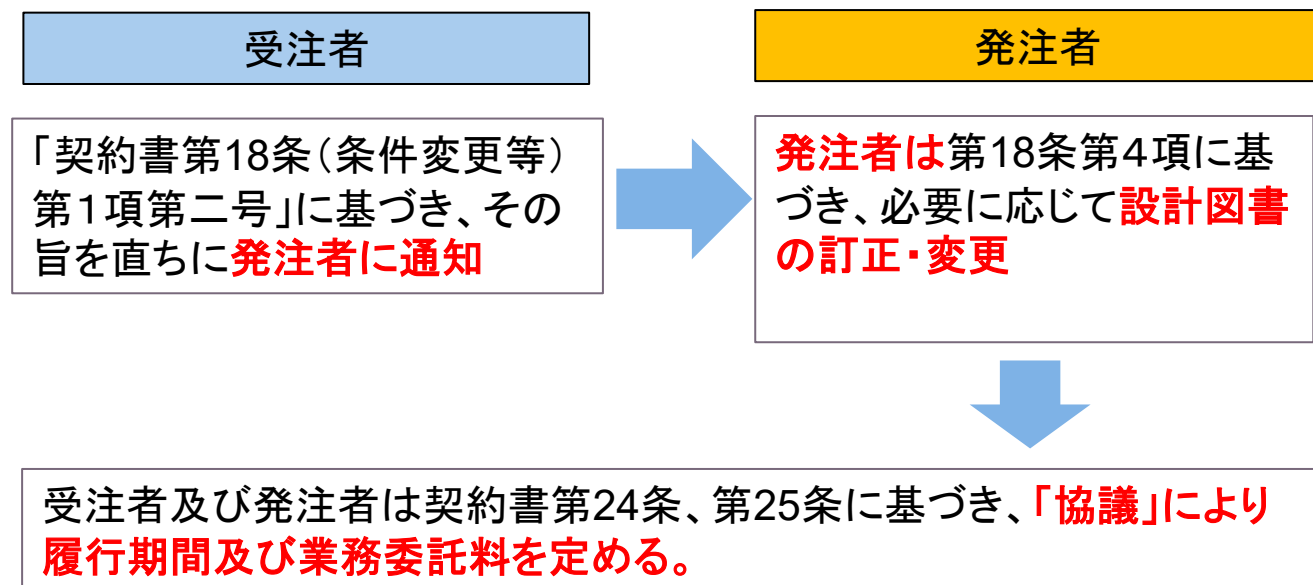
◆ 変更手続きの流れ
契約約款の記述（抜粋）に沿った一般的な設計変更手続きの流れを以下に示す。



(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続 (契約書第18条第1項第二号)

- 受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



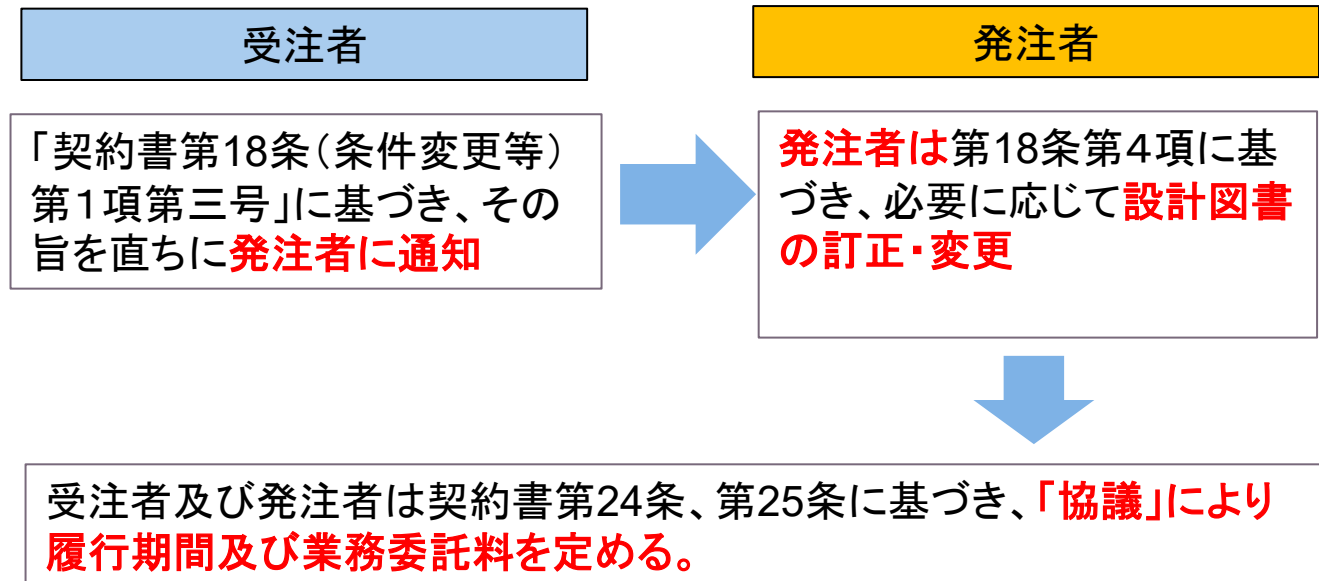
- 例 (1) 貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
(2) 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
(3) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

等

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続 (契約書第18条第1項第三号)

- 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



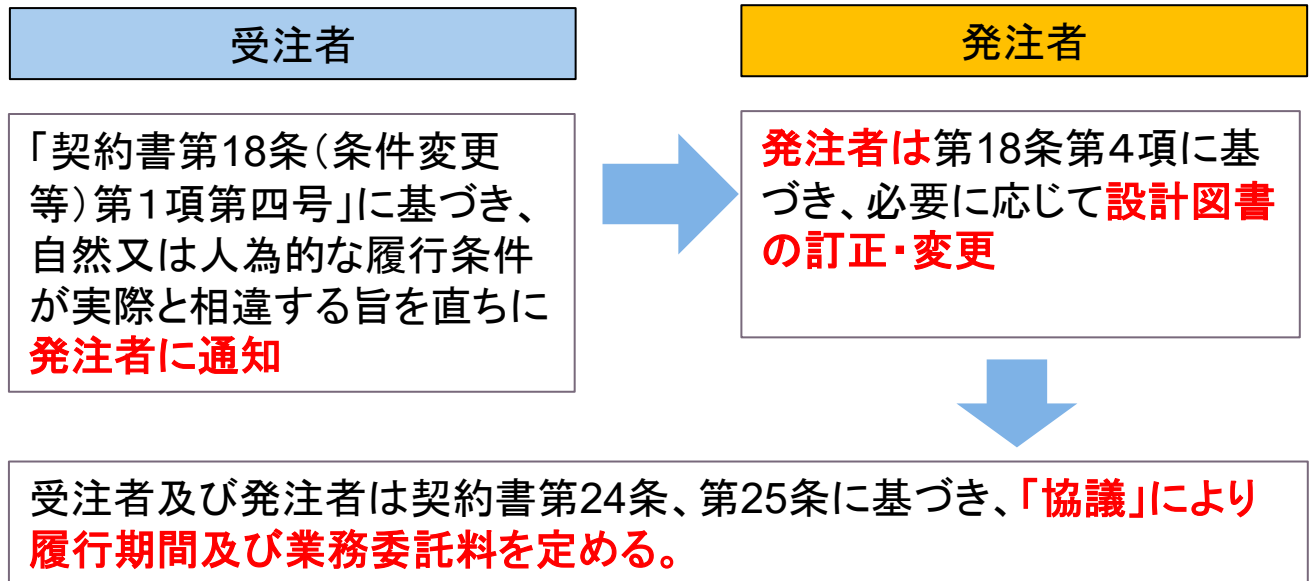
- 例 (1) 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。
- (2) 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
- (3) 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
- (4) 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

等

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が 実際と相違する場合の手続 (契約書第18条第1項第四号)

- 自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



- 例 (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討するべき項目が増えた。
- (2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
- (3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- (4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
- (5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
- (6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
- (7) その他、新たな制約等が発生した場合

(4) 業務の中止の場合の手続 (契約書第20条、共通仕様書第1124条)

○第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る)。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

受注者

発注者

天災等のため、受注者が業務を行うことができない

※受注者からの発議も可。



「契約書第20条(業務の中止)第1項」により、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

発注者より、**一時中止の指示**
(契約上一時中止をかけることは発注者の義務)



履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。
【契約書第24条】

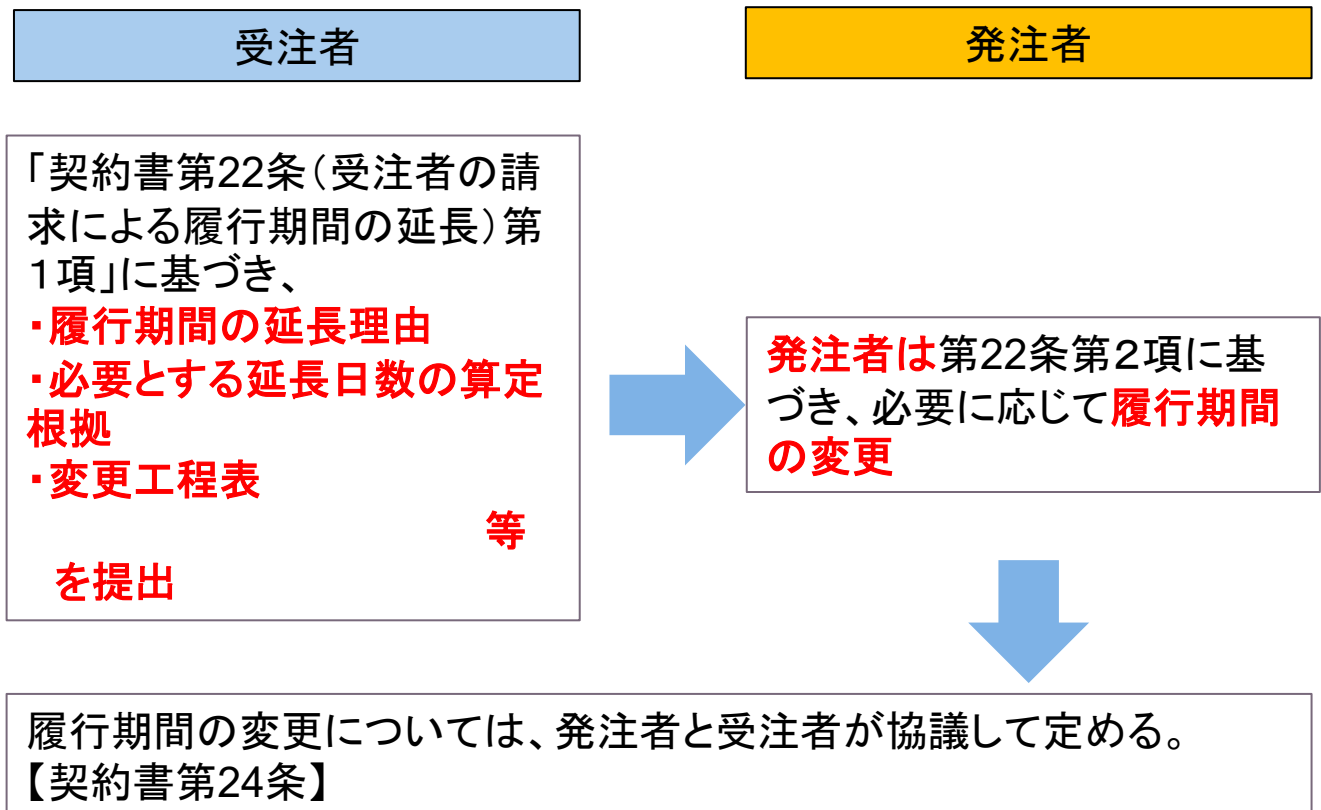
※必要に応じて変更工程表等を提出

- 例 (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
(2) 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適当又は不可能となった。
(3) 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適当又は不可能となった。

(5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続(契約書第22条、共通仕様書第1123条)

- 受注者の責めに帰することができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。



- 例 (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
(2) 天災等により業務の履行に支障が生じた。

等

(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの (共通仕様書第1105条)

○ 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

- 例
- (1) 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
 - (2) 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
 - (3) 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

等

◆受注者の責めに帰することができない事由による 工期の変更

(契約書第22条、共通仕様書第1123条、いきいき現場づくり_ver.2.0_p9～12)

1) 業務スケジュール管理表の共有

業務においても土木工事と同様に、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる状況下の現場において実施されるものもある。特に業務においては関連する他業務成果との密接な関係などもあり、当初想定した条件下での工程が、当初予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。

そのうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議のうえ、適切に必要な日数を延期する必要がある場合については、協議を円滑に実施するため、業務スケジュール管理表を受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理方法を明確にする。

＜業務スケジュール管理表の共有方法＞

円滑な協議を行うため、施工当初(準備期間内)において業務スケジュール管理表(特にクリティカルパス)と関連する案件の処理期限等(誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか)について、受発注者で共有するものとする。

業務スケジュール管理表は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨、特記仕様書等に明示するものとする。

業務スケジュール管理表の共有にあたっては、必要に応じて下請け業者(専門工事業者等の技術者等)も含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。また、履行期間全体にわたって業務スケジュール管理表の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとし、受注者が作成した業務スケジュール管理表については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

2) 履行期間の変更

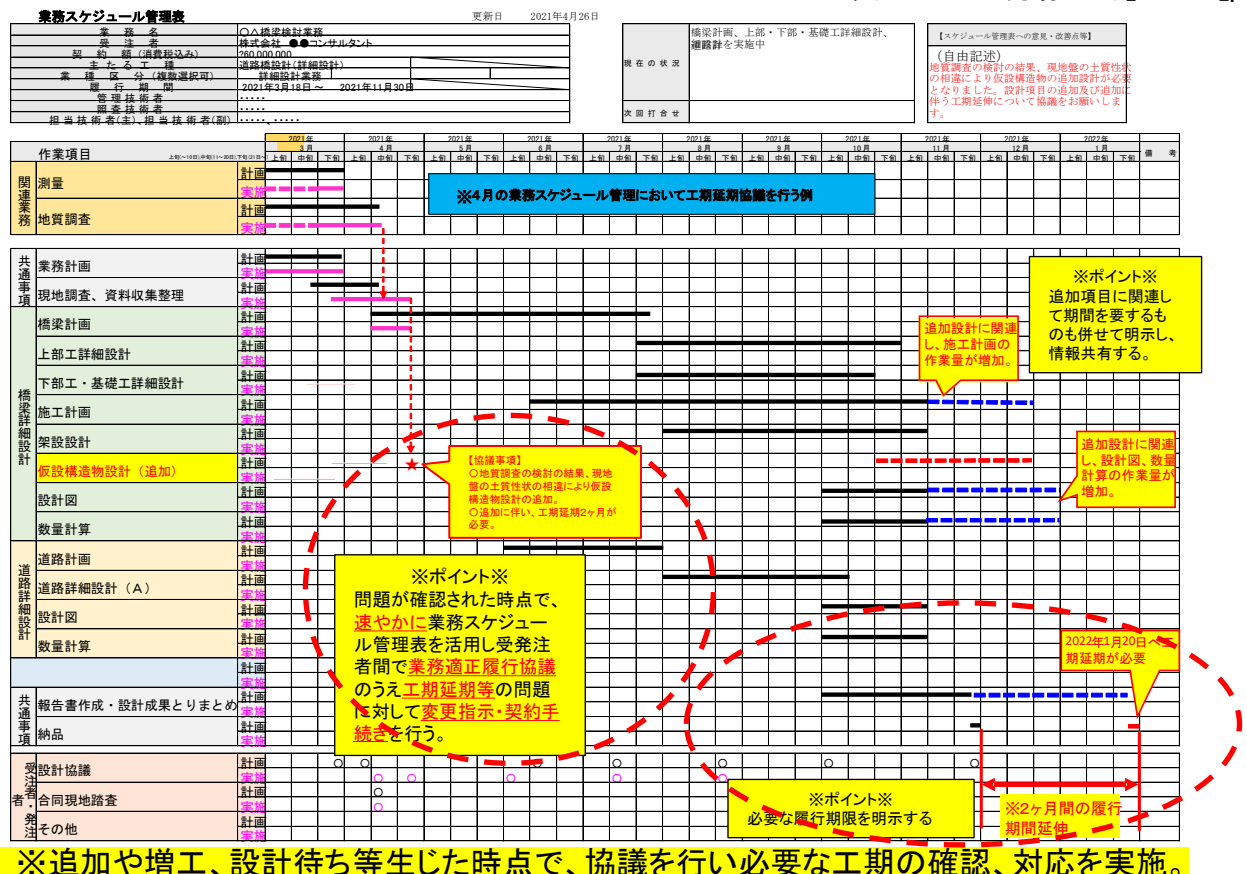
業務工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の業務工程について受発注者間で共有するものとする。工程の変更理由が、たとえば以下①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に履行期間の変更を検討するものとする。

また、履行期限が翌年度に渡ることとなったときは、繰越等の手続きを行うものとする。

- ① 受発注者間で協議した業務工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算又は見積もり）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 作業中止や作業一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(参考) 業務スケジュール管理表活用事例

出典：いきいき現場づくり_ver.2.0_p12

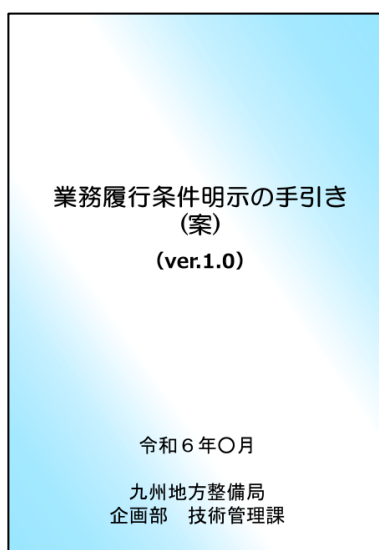


「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

第7条（発注者等の責務） 第12項

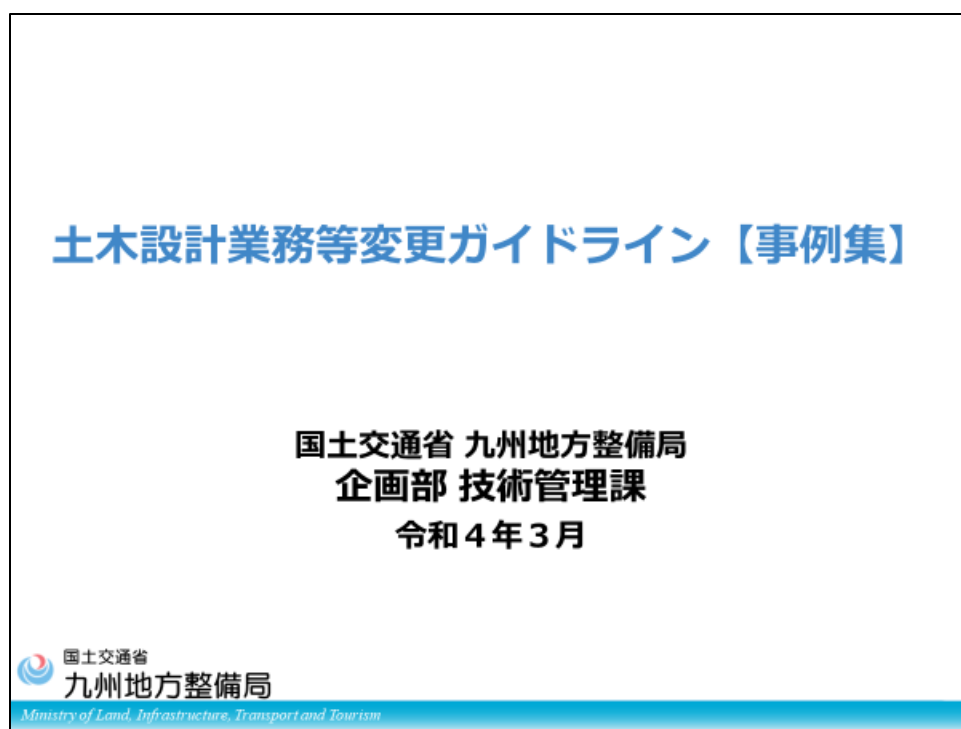
設計図書に**適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示**するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、**適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。**

- 履行条件の明示は、発注者の「**責務**」である。
- 「業務履行条件明示の手引き」を参考に適切な条件の明示を行うこと。



九州地方整備局 ホームページ掲載
※URLを貼付

- 「土木設計業務等変更ガイドライン【事例集】」を作成しておりますのでご活用願います。



九州地方整備局 ホームページ掲載

※ http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/gyoumu.html

i . 関係規定	資1
ii . 用語の定義	資13

①発注関係事務の運用に関する指針 資 2

- ・ 業務施工段階
（設計条件の変化等に応じた適切な設計変更）
（履行状況の確認等）
（労働環境の改善）
（受注者との情報共有や協議の迅速化等）

②土木設計業務等委託契約書 資4

- ・ 第18条（条件変更等）
- ・ 第19条（設計図書等の変更）
- ・ 第20条（業務の中止）
- ・ 第21条（業務に係る受注者の提案）
- ・ 第22条（適正な履行期間の設定）
- ・ 第23条（受注者の請求による履行期間の延長）
- ・ 第24条（発注者の請求による履行期間の短縮）
- ・ 第25条（履行期間の変更方法）
- ・ 第26条（業務委託料の変更方法等）
- ・ 第31条（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）
- ・ 第33条（業務委託料の支払い）
- ・ 第40条（前払金等の不払に対する業務中止）

③土木設計業務等共通仕様書 資10

第1編共通編 第1章総則

- ・ 1105条 設計図書の支給及び点検
- ・ 1121条 条件変更等
- ・ 1122条 契約変更
- ・ 1123条 履行期間の変更
- ・ 1124条 一時中止
- ・ 1133条 臨機の措置

①発注関係事務の運用に関する指針 (R2. 1. 30改正)

＜業務履行段階＞

(設計条件の変化等に応じた適切な設計変更)

設計条件を適切に設計図書に明示し、関連業務の進捗状況等、業務に係る様々な要因を適宜確認し、設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合、設計図書に明示されていない設計条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

また、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から業務委託料の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、業務委託料の変更を行う。

(履行状況の確認等)

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等のウィークリースタンスの適用や条件明示チェックシートの活用、スケジュール管理表の運用の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

さらに必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものの活用に努める。

また、必要に応じて、受注者の照査体制の確保や照査の実施状況について確認する。

(労働環境の改善)

労働時間の適正化や労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて受注者への指導が図られるよう、関係部署と連携する。

賃金の適正な支払い等を促進するため、前金払制度の活用、既に前金払制度を導入している場合には、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用等により、受注者の資金調達の円滑化を図る。

現地調査を行う業務においては、受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施、ICT 等の積極的な導入などを促し、作業の効率化等を実施するよう努める。

(受注者との情報共有や協議の迅速化等)

受注者からの協議等について、迅速かつ適切な回答に努めるとともに、データがクラウド上で簡単にアクセスできる基盤を構築するよう努める。

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、発注者と受注者による合同現地踏査の実施に努める。

特に地質情報の不確実性が高い現場における業務の合同現地踏査等には、地質調査等の受注者等が参画するよう努める。

変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、BIM/CIM や3次元データを積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、情報共有システム等の活用の推進に努める。また、テレビ会議や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。

②土木設計業務等委託契約書

(条件変更等)

- 第18条** 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計仕様書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計仕様書の表示が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等設計仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - 五 設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計仕様書 又は業務に関する指示(以下この条及び第24条において「設計仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 業務用地等の確保ができないため、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

(※調査業務委託契約書のみ)

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第22条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第23条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮)

第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第23条の場合にあつては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第26条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第17条から第21条まで、第23条、第24条、第28条、第34条又は第40条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第40条 受注者は、発注者が第35条、第37条の2又は第38条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

③土木設計業務等共通仕様書

第1編 共通編 第1章 総則

第1105条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第1121条 条件変更等

1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第1122条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第31条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合

2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 第1121 条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
- (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

第1123条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第24 条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1124条 一時中止

1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については、第1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。

3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

第1133条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。

2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

		出典
・ 調査職員	…… 契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。	共. 第1112条. 3項
・ 契約図書	…… 契約書及び設計図書をいう。	共. 第1112条. 12項
・ 設計図書	…… 仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。	共. 第1112条. 14項
・ 仕様書	…… 共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称している。	共. 第1112条. 15項
・ 共通仕様書	…… 各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。	共. 第1112条. 16項
・ 特記仕様書	…… 共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。	共. 第1112条. 17項
・ 現場説明書	…… 設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。	共. 第1112条. 19項
・ 質問回答書	…… 現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。	共. 第1112条. 20項
・ 指示	…… 調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	共. 第1112条. 22項
・ 通知	…… 発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	共. 第1112条. 24項
・ 承諾	…… 受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	共. 第1112条. 27項

出典

- ・ 協議 …… 書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- ・ 提出 …… 受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- ・ 書面 …… 打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。
- ・ 共 …… 土木設計業務等共通仕様書

共. 第1112条. 30項

共. 第1112条. 31項

共. 第1112条. 36項